

冬のパリにて

——青天霹靂の敗訴評決——

正月気分も明けない1月3日、わたしはA社の渡辺法務部長と共にパリに飛んだ。A社は契約交渉上のトラブルに巻き込まれ、ニューヨーク州で訴えられた。交渉途中で決裂し、正式契約に至らなかったのに、原告（アメリカ人の個人）は「契約交渉上の信義則違背」を理由にA社を訴えた。

現地のアメリカ人弁護士から「この訴訟は全くのいいがかりだから、絶対勝てる」といわれて、A社は安心していらした。ところが、思いがけないことに「A社は35億円を支払え」との陪審評決が出された（内訳は、補償的損害賠償15億円、懲罰的損害賠償20億円）。評決を聞いた原告は躍り上がってまわりの人に抱きつき、「祝賀パーティーをするから来てしてくれ」と絶叫したという。原告には夢のような評決であった。「せいぜい2000～3000万円でも取ればよい」と思っていたに違いない。それが、一生安穩に暮らせる予想外の評決がでた。仮に弁護士に成功報酬15億円を払ったとしても、20億円の金が転がり込む。

この評決はA社にとっては青天の霹靂だった。知人を通じてA社を紹介されたわたしは、それまでの現地弁護士を解任。知り合いの法律事務所に控訴手を頼むと共に、今後の対策を検討した。

原告は破産の噂もあるほど金に困っていた。原告の代理人は成功報酬で訴訟を請け負ったに違いない。わたしの狙いは、判決の執行段階で徹底抗戦して原告の戦意を殺ぎ、その後に減額交渉に持ち込むことにあった。

A社は直ちにJ.N.O.V（評決無視の判決）の申立をするとともに、申立が却下された場合に備え、判決の執行を阻止するための検討に入った。不幸中の幸いだが、A社は米国に何の資産も持っていなかった。A社は米国の100パーセント子会社を有していたが、長年赤字続きで規模も小さく、株式を差し押さえられてもたいして困らない。

——判決の執行を阻止せよ！——

アメリカで判決が執行できない以上、原告は日本やヨーロッパで「ニューヨーク州判決の執行」を狙うに違いない。

だが、各国の法制度が違うため、原告はそう簡単に35億円を手にはできない。当時、ニューヨーク州判決の日本での執行は通常の損害賠償には認められていたが、「懲罰的損害賠償」部分については、執行を否定した判例が1例あった。

「ニューヨーク州判決の執行」を求める裁判が日本で起こされても、判決がでるまで数年はかかる。陪審評決は「絵に描いた餅」にすぎない。「絵に描いた餅」は遥か数年先の一つの夢かも知れず、しかもその金額は夢より遥かに小さいかも知れない……。

それを原告に分からせ、交渉で大幅な減額を狙う。今まで3年間タダ働きしてきた原告の代理人にとっても、将来の10数億円より目の前の数億円の方が遥かに魅力的だろう。

— 憂鬱な結論 —

日本での執行についての結論がでたので、わたしはパリの法律事務所にヨーロッパ各国での執行について問い合わせた。

アメリカの子会社とは違い、A社のイギリス、オランダ、フランスの子会社は利益を出していた。これら三社の子会社の株式を差し押さえられては困る。

何度かファックスのやり取りをしたが、はっきりした返事がない。事は急を要した。ニューヨークでの手続は迫っていた。わたしたちは正月早々パリに飛んだ。

翌朝、わたしたちは現地の法律事務所を訪れた。

事務所にはイギリス、オランダの弁護士が待っていた。名刺交換もそこそこに、早速議題に入る。

渡辺部長が背景説明をした後、わたしが簡単に補足説明をする。

補償的損害賠償の15億円分については多分執行できるから、懲罰的損害賠償20億円分の執行が焦点となるだろう…。

論点は以下の3点に集約される。

- ① 原告は、ニューヨークの判決に基づき、A社が有しているイギリス、フランス、

オランダの子会社の株式を差押さえることができるか？

②ニューヨークの控訴審判決が出されるまでの間、各国の裁判所に保証金を積むことで、差押手続を停止させることができるか？

③A社がヨーロッパ外に新たに持株会社を設立し、ヨーロッパの子会社の株式を持株会社に逃した場合、民事上、刑事上どのような問題があるか？

あらかじめ調査を依頼してあったので、ブルトニエル弁護士が各国の調査結果を要約する。

この問題は高度に法技術的な問題であり、一義的な回答は困難である。従って、以下は現時点における一応の回答として聞いてほしい。

まず、フランスにおいては、おそらく懲罰的損害賠償も執行できると思う。

イギリスにおいてはいろいろ複雑な問題があるが、執行できる。

オランダについては執行できると思われるが、現在調査中。もう少し日にちが欲しい。

彼が暫定的結論を述べた後、各国の担当弁護士がそれぞれの国の法律、判例について説明を始めた。

わたしたちの落胆は大きかった。

ホテルへの帰り道も気が重い。ただでも冬のパリにはどんよりと厚い雲が垂れ込め、人を憂鬱にさせる。秋の晴れわたった日に、マロニエの美しいシャンゼリゼ大通りを散歩するあの楽しさはない。東京の肌寒いが晴れ上がった冬の日が、もう懐かしくなる。

——弁護士にもわからない難問——

翌日9時、われわれは再び討議を続けた。

まずわたしが口火を切った。

今日は一般的議論ではなく、もう少し問題を掘り下げてみたい。

①アメリカ流の懲罰的損害賠償の概念は、民事の損害賠償の概念から大きく外れる。実損害とは何の関係もなく、陪審員の裁量で損害額が決められる。

たとえば、A社の（いわゆる信義則違反の）行為と懲罰的損害賠償額との因果関係はない。賠償額の算定の根拠も全く示されていない。

②懲罰的損害賠償は、被告を「懲罰」するために、たとえば被告の全資産の5パーセントというように恣意的に決められている。

③フランスでは「アメリカの判決の執行は一般に認められる」というが、通常の損害賠償と懲罰的損害賠償とを分けて議論されているのか？

ブルトニエル弁護士が答える。

その点については、学者が一般的な見解を述べているが、必ずしも二つを分けて詳細に論じたものはない……。

つい、わたしの口調も厳しくなる。

それではあなたの見解はどうか？

彼はわたしより年上で弁護士経験も豊かだが、アメリカ流訴訟の実態を知らない。わたしは長時間をかけて、陪審制の実態、懲罰的損害賠償額の意味、立証の程度などを説明した。まず、アメリカの訴訟の実態を知ってもらうことが先決であった。

ランチは全員サンドイッチで済ませ、数時間の質疑応答が続いた。夕闇も迫るころわたしは尋ねた。

今まで議論したアメリカ訴訟の現状を考慮して、ブルトニエル弁護士の個人的見解でいいから聞かせてほしい。わたしたちの目的は、勿論、A社に有利な見解を聞くことではない。ただ、ヨーロッパの現状を正確に知りたいにすぎない。

彼が答える。

今の話を前提とすれば、アメリカの判決の懲罰的損害賠償の部分についてフランスでの執行を認めるのは極めて問題が多い…。

その後、わたしから再び「極めて問題が多い」のニュアンスについて質問した。慎重に確言を避けたが、彼は個人的には「執行はできないのではないかと」考えている風である。

渡辺部長がほっとしたように述懐する。

そうすると、フランスも日本の現状に近いと一応考えていいわけだ……。

——そして和解が成立——

この見解を直ちにニューヨークの事務所に伝えるため、くつろぐ暇もなく、わたしたちは冬

のパリを後にニューヨークへ向かった。せめてオルセー美術館でシスレーの絵を見ようと思ったが、それもかなわない。

わたしたちのニューヨーク代理人は、交渉にたけた練達の士だった。彼は原告の代理人に対し、「懲罰的損害賠償金を得るために、日本やヨーロッパで数年をかけて戦っても失敗する」と圧力をかけ続けた。やがて、あくまでも全額の執行を夢見る原告と、原告代理人との間に、深刻な仲間割れが生じたらしい。

その後数ヶ月のタフな交渉を経て、A社は最終的に15億円を原告に支払うことで和解した（原告は懲罰的損害賠償金20億円を放棄）。冬のパリでの地味な調査が、今回の和解に至る大きな原動力になった。